

令和5年（2023年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第111号	<p>件名：熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和5年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 第3条第2項の表中「第8条」を「第9条」に改める</p> <p><施行日> 公布の日</p>

改正後（案）	現行	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 （平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）																					
		幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令 （令和5年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）【※令和5年2月3日官報号外第24号】																					
		新	旧																				
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める設備運営基準は、</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める設備運営基準は、</p>	<p>（職員の数等）</p> <p>第五条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 満四歳以上の園児</td> <td>おおむね三十人につき一人</td> </tr> <tr> <td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね二十人につき一人</td> </tr> <tr> <td>三 満一歳以上満三歳未満の園児</td> <td>おおむね六人につき一人</td> </tr> <tr> <td>四 満一歳未満の園児</td> <td>おおむね三人につき一人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 【略】</p>	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人	二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人	三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人	<p>（職員の数等）</p> <p>第五条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 満四歳以上の園児</td> <td>おおむね三十人につき一人</td> </tr> <tr> <td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね二十人につき一人</td> </tr> <tr> <td>三 満一歳以上満三歳未満の園児</td> <td>おおむね六人につき一人</td> </tr> <tr> <td>四 満一歳未満の園児</td> <td>おおむね三人につき一人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 【略】</p>	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人	二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人	三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
		園児の区分	員数																				
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人																						
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人																						
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人																						
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人																						
園児の区分	員数																						
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人																						
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人																						
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人																						
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人																						
<p>附 則</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）</p> <p>第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p><u>第八条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定</u></p>	<p>附 則</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）</p> <p>第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に 基づく教育に従事してはならない。</p> <p><u>【新設】</u></p>																						

省令に定める基準（省令第7条第6項第1号及び第2号（省令附則第4条第1項の規定により読み替えられたこれらの規定を含む。）に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第2条	都道府県	市
	都道府県知事	市長
省令第3条第1項	都道府県知事	市長
	その管理に属する法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関	熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条の熊本市社会福祉審議会
省令第3条第2項	都道府県	市
省令第6条第5項	位置に設けることを原則とする	敷地内に設けなければならない
省令第13条第1項	第2項及び第4項	第2項及び第4項、第6条
省令附則第5条、第7条及び第9条	都道府県知事	市長

第4条・第5条（略）

附則（略）

省令に定める基準（省令第7条第6項第1号及び第2号（省令附則第4条第1項の規定により読み替えられたこれらの規定を含む。）に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第2条	都道府県	市
	都道府県知事	市長
省令第3条第1項	都道府県知事	市長
	その管理に属する法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関	熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条の熊本市社会福祉審議会
省令第3条第2項	都道府県	市
省令第6条第5項	位置に設けることを原則とする	敷地内に設けなければならない
省令第13条第1項	第2項及び第4項	第2項及び第4項、第6条
省令附則第5条、第7条及び第8条	都道府県知事	市長

第4条・第5条（略）

附則（略）

こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 前三条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

第八条 前二条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年（2023年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第112号	<p>件名：熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部を改正する告示（令和5年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）等の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 第3条第1項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準」に改め、同条第2項の表中「附則第7項」を「附則第8項」に改める</p> <p><施行日> 公布の日</p>

改正後（案）	現行	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 （平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）							
		新	旧						
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園</p> <p>イ 法第3条第3項に規定する連携施設であって同項の認定を受けたもの</p> <p>(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。</p> <p>(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。</p> <p>（認定要件）</p> <p>第3条 次条から第16条まで及び附則第2条に定めるもののほか、法第3条第1項及び第3項の規定により条例で定める要件は、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める要件（告示第四の六、第五、第六及び附則第5項後段に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園</p> <p>イ 法第3条第3項に規定する連携施設であって同項の認定を受けたもの</p> <p>(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。</p> <p>(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。</p> <p>（認定要件）</p> <p>第3条 次条から第16条まで及び附則第2条に定めるもののほか、法第3条第1項及び第3項の規定により条例で定める要件は、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める要件（告示第四の六、第五、第六及び附則第5項後段に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替</p>	<p>附 則</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び<u>附則第八項</u>において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び<u>附則第八項</u>において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>[5・6 略]</p> <p><u>7 第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保育士、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>附則第四項</td> <td>第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合</td> <td>幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若し</td> </tr> </table>	附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若し	<p>附 則</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び<u>附則第七項</u>において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び<u>附則第七項</u>において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>[5・6 略]</p> <p><u>7 項を加える。]</u></p> <p>7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>附則第四項</td> <td>第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合</td> <td>幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若し</td> </tr> </table>	附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若し
附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若し							
附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若し							

えるものとする。

告示第一の二	(略)	(略)
告示第三の二	(略)	(略)
告示第三の三	(略)	(略)
告示第三の四	(略)	(略)
告示第三の五	(略)	(略)
告示第四の三	(略)	(略)
告示第四の七の5	(略)	(略)
告示第四の九	(略)	(略)
告示第八の三	(略)	(略)
告示第八の六	(略)	(略)
告示附則第3項	(略)	(略)
	(略)	(略)
告示附則第4項	(略)	(略)
告示附則第5項	(略)	(略)
告示附則第6項	(略)	(略)
	(略)	(略)
告示附則第8項	都道府県知事	市長

第4条～第16条 (略)

附則 (略)

えるものとする。

告示第一の二	(略)	(略)
告示第三の二	(略)	(略)
告示第三の三	(略)	(略)
告示第三の四	(略)	(略)
告示第三の五	(略)	(略)
告示第四の三	(略)	(略)
告示第四の七の5	(略)	(略)
告示第四の九	(略)	(略)
告示第八の三	(略)	(略)
告示第八の六	(略)	(略)
告示附則第3項	(略)	(略)
	(略)	(略)
告示附則第4項	(略)	(略)
告示附則第5項	(略)	(略)
告示附則第6項	(略)	(略)
	(略)	(略)
告示附則第7項	都道府県知事	市長

第4条～第16条 (略)

附則 (略)

	合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者	くは養護教諭の普通免許状を有する者		合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者	くは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者		第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第六項	第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者		第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第七項	第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等		[項を加える。]	

附則

この条例は、公布の日から施行する。